

## 第 2 4 期 第 1 6 回 農 業 委 員 会 総 会 審 議 結 果

開 催 日 時	令和 3 年 1 2 月 2 1 日 (火曜日) 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 2 5 分				
開 催 場 所	苫小牧市役所 第二庁舎 2 階北会議室				
出 席 農 業 委 員	五十嵐 堅司	丹羽 秀則	野村 真理子	山内 幸子	計 5 名
	今泉 宏治				
欠 席 委 員	及川 末男	中岡 亮太			
議 事 録 署 名 委 員	五十嵐 堅司	丹羽 秀則			

### 審 議 事 項

#### 報 告 第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

(相続による権利の移動)

1 権利を取得した者の氏名	氏 名	住 所		
	■■ ■■■■	■■■■市■■■ ■丁目■番■の■■■■		
2 届出に係る土地の所在等	所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)
		登 記	現 況	
	字樽前 59 番 1	畑	畑	38,072
	65 番 1	牧場	畑・雑種地	20,582
	96 番 31	用悪水路	畑	2,191
	253 番 2	原野	畑	9,733
	263 番	原野	畑	9,752
	275 番	牧場	畑	9,586
279 番	牧場	畑	9,203	
280 番	牧場	畑	9,203	
				( 108,322)
3 権利を取得した日	令和 2 年 6 月 2 6 日			
4 権利を取得した理由	父、■■ ■ 死亡による相続			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	(有) ・ 無			

審議結果
------

原案承認
------

報告第2号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	登記地目	農地台帳地目	面積(m <sup>2</sup> )	申請者(所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
苫小牧市 字糸井 82番3	畑	登録なし	130	■■■■市■■■ ■丁目■番■■■号 土地家屋調査士 ■■■■ (■■■■■■■)	地目変更のため	農地・採草放牧地以外	農業委員 及川 末男 野村 真理子 推進委員 堀 勝

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農地台帳の「農地」からの除外について

所在・地番	地目		面積	除外理由
	登記	現況		
苫小牧市字錦岡 521番1の内 527番7の内	原野 原野	畑 畑	991.73 m <sup>2</sup> 1,983.00 m <sup>2</sup>	家庭菜園として取扱う事が妥当と判断 (所有者同意済)

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

(賃貸借の合意解約)

貸人の住所・氏名		借人の住所・氏名	
■■■■市■■■■ ■■■番地の■  ■ ■■■		■■■県■■■市■■■区■■■町■■■番■■■号 ■■■(株) 代表取締役社長 ■■■ ■■■	
土地の教示			
所在・地番	登記地目	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )
苫小牧市字樽前 93番1の内	畑	畑	44,041
契約内容	契約期間		合意解約日
農地法第3条第1項の規定による解除条件付賃貸借 令和2年度 「苫農委第5号指令」	R3年1月1日～R3年12月31日		R3年11月2日
			R4年1月1日

審議結果	原案可決
------	------

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(所有権移転)

土地の表示			譲渡人の状況			
所在・地番	地目		面積 (㎡)	住所・氏名	農業従事者	経営面積 (㎡)
	公簿	現況				
苫小牧市字樽前 304番1	畑	畑	17,843	■■■■市■■■■ ■■丁目■■番■■号 ■■ ■■	—	17,843
譲受人の状況						
住所・氏名		農業従事者	経営面積 (㎡)	大農機具及び自家労働力 以外の労働力		経営作物
■■■■市■■■■ ■■番地 ■■ ■■■■		2名	284,857	トラクター 3台 トラック 1台 その他農機具 一式		肉用牛
申請理由及び契約の内容						
申請理由・・・貸人：高齢による離農 借人：経営拡大 契約の内容・・・所有権移転（売買） 土地の対価・・・■■■■■■■■円 土地の引渡し・・・令和4年1月1日						

※農地法第3条調査書は別紙1

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について

許可番号 令和2年12月21日付け苫農委第4号指令

土地の貸主 ■■■■市■■■■ ■■■番地 (有)■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■

土地の借主 ■■■郡■■■■町■■■ ■丁目■■番地 (株)■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■

土地の所在 苫小牧市字樽前72番1の内 外4筆 畑 34,164㎡

転用の目的 砂利採取

事業の期間 令和2年12月21日～令和3年12月20日

事業の完了 令和3年12月1日

完了の確認 令和3年12月13日

確認委員 農業委員：及川委員、中岡委員、野村委員

推進委員：羽原委員、堀委員、山本委員

(2) 第17回農業委員会総会の開催について

1月28日(金) 午後2時からの開催予定

(3) その他

## 農地法第3条調査書

(所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定)

譲受（借）人： ■■ ■■■■	譲渡（貸）人： ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
	判断の理由	不許可に該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法以外の法人)	・譲受人は個人の農業者である。	しない
第2項第3号(信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は年間365日農作業に常時従事している。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えている。	しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地である。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・譲受人は長年に渡り樽前地区で畜産農家を営んでおり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。	しない